

ネット非行対策連絡会議通信

発行 帯広市ネット非行対策連絡会議事務局
帯広市子ども未来部 青少年課

第5号 平成25年12月24日発行

ここ数年の間に携帯電話を利用した各種サービスは多様化し、利用者にとっては便利なものとなりました。特にスマートフォンの利用が広がりつつある現在、その便利さと相まって危険性も顕在化し、福祉犯の被害も問題化しています。

北海道警察の統計によりますと、未成年の福祉犯罪被害の約半数が出会い系サイトなどインターネットを介したものであり、携帯電話やスマートフォンがここまで普及している現状を考慮すると、特に注意が必要な状況となっております。

また、子どもたちのコミュニケーション方法も変わってきており、メールからSNS、ゲームサイト、LINEの利用など、大人の手が届かないところでの、危険をはらんだ問題が指摘されています。とりわけ、LINEをめぐるトラブルが急増していると言われています。

この通信では、7月に開催しました会議で出された各機関団体の状況や意見の概要と、11月に開催しました携帯電話の危険性を取り上げた講演会の概要をお伝えします。

・・・目次・・・

- I. 第1回帯広市ネット非行対策連絡会議概要 1P
- II. 「ネット非行対策連絡会議講演会」概要 4P

ネット非行対策連絡会議参加団体等

参加団体等	機関・団体・企業名
関係機関	帯広市 子ども未来部 青少年課(事務局)
	帯広市教育委員会 学校教育指導室
	帯広警察署 生活安全課
生徒指導関係団体	十勝高等学校生徒指導連盟
	帯広市生徒指導連絡協議会
PTA関係団体	北海道高校PTA連合会十勝支部
	帯広市PTA連合会
地域青少年育成団体	帯広市青少年育成者連絡協議会
サイトを提供する市内運営事業者	十勝毎日新聞社

「ネット非行対策連絡会議通信」では、会議の概要を広く市民の皆様にご覧いただくために発行しています。ご意見やご要望などがありましたら、子ども未来部青少年課(事務局)にご連絡ください。

※〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1

帯広市子ども未来部 青少年課 電話0155-65-4161

Email: youth@city.obihiro.hokkaido.jp

《 I 》平成 25 年度 第 1 回帯広市ネット非行対策連絡会議 概要

日時 平成 25 年 7 月 18 日 (木) 15 : 30 ~

- (1) 平成 24 年度 ネット非行対策連絡会議の実施内容について
配布資料をもとに説明 (加藤主任) 質疑 特になし
(2) 各機関・団体の取組状況と今後の取組の方向性について

《帯広市教育委員会・村松委員》

市内中学校では、教科指導・情報教育の中でネットに関する情報モラルの育成を目指し授業を行っている。授業の中でネット被害等の事例を通して情報モラルの育成、情報化社会で生活する態度を養っている。

小学校は、特別活動の中で、とりわけ心の教育の視点から、ネットを介したいじめに関する指導を行っている。

PTA、保護者に対しては学校だよりの中で啓発を行っている。教育委員会としても、小中学校へのリーフレットの配布、北海道教育委員会と連携したネットパトロールの実施、掲示板、ツイッター、学校裏サイト等のパトロールを実際に行っている。学校でも日程を決めて、ネットパトロールを定期的、計画的、組織的に実施しており、指導を強化しているところである。



《帯広警察署生活安全課・大木委員》

平成 24 年度の対策として、主に 3 点実施している。1 点目は非行防止教室の開催。少年係が学校訪問し携帯電話やインターネットの被害防止に向けて授業を実施。小学校 25 回実施、そのうち保護者の授業参観 2 回。中学校では 20 回実施、うち保護者参観 3 回。高校は 6 回実施した。2 点目は、中学校における新入生保護者説明会において、親御さんに、フィルタリングの必要性を説明。8 回実施。3 点目は 11 月に市役所において講演会を開催。インターネット非行の現状について講演した。また、少年補導の活動の中で子どもたちや保護者にフィルタリングの活用促進を促している。

《帯広市生徒指導連絡協議会・村井委員》

インターネットの危険性について検証を行うということで、十勝毎日新聞社取締役伊藤肇を招いて指導者向けの研修会を開催。その後、ドコモの方を招いて、明和小で小学 5、6 年生を対象に携帯電話の利用に当たっての注意事項について、研修会を実施した。今年度は、ソーシャルネットワーク、SNS 中のラインが急速に広がっており、トラブルが多く見られる。LINE は、グループトーク等ができるので、その中で悪口を言われるなどトラブルが多々起きている。

LINE は不特定多数の子どもがつながる機能をもっている。この LINE の細かな機能について保護者はよく分かっていない。子どもが勝手に覚えて、非行グループ等不特定多数の子どもとつながり、非行や犯罪に陥った例もある。中学校では、被害にあわないように注意喚起を行っている。一学期全ての中学校で、ソーシャルネットワークを使うにあたっての資料を配布して、子どもが犯罪に巻き込まれないように取り組んでいる。

《北海道高校 PTA 連合会・森委員》

高 P 連として、今年度は、今のところネット非行に関する研修会等の計画はない。昨年はフィルタリングに関する研修をした。また、学校ごとに携帯電話利用について P T A 研修会を実施している。私の娘も LINE を利用しているが、常に携帯を見ていないと落ち着かないなど依存症の心配がある。子ども通っている高校の場合は、いじめ等の事例報告は聞いていないが、何らかの規制をしないと問題が起こる可能性がある。高校生は年齢からして基本的には自己責任だと思うが、保護者が使用時間帯を制限するなど、こまめにコミュニケーションを取りながらネット被害にあわないように見守っていくことも必要である。

《帯広市 PTA 連合会・瀬尾委員》

昨年度は、11 月に講演会を帯広市と共催で実施。6 月の P T A 役員研修会でも分科会で話題にした。今年度

は10月26日に開催を予定しており、市P連研究大会の分科会の中にネット非行の分科会を設置する計画がある。

《帯広市青少年育成者連絡協議会・飛岡委員》

青連協として、改めてネット非行対策に関して独自の取り組みは行っていない。これまでも市P連や学校と連携して実施している。

(3) 平成25年度 事業予定について

配布資料をもとに説明(加藤主任)

《帯広市青少年育成者連絡協議会・飛岡委員》

販売店事業者側、18歳未満の子どもが来たときは、保護者と一緒で無いとだめ。保護者の同意がないとフィルタリングをはずすことができない。18歳未満の子どもは親の同意がなければ、すべてフィルタリングがかかっている。あくまで販売店側にこのことを促すのではなく、本来、親と子どもが話し合っ、保護者側がこの内容を認識すべき。道の育成条例に基づいてやっているのですが、携帯電話販売業者に対する立ち入り調査、販売店側に対する目的は何か。立ち入り調査という言葉はおかしい。協力要請なら分かるが、立ち入り調査という言葉には疑問を感じる。

もう一点、フィルタリングの有無にかかわらず、現在のワイファイの環境であれば、通常のインターネットにつながり、どんなサイトも閲覧可能となる。このあたりの扱い方について、前年度からの持ち越しであり今年度提示していただけたらと言うことだった。どうなっているのか。昨年度は、契約時に販売店から保護者にそれらの危険性を伝えるべく協力すると言うことで申し合わせていた。

《帯広市青少年課・山本課長》

この件については、まだつめていない。整理して改めて回答したい。

(4) 意見交換

青少年課からインターネットの利用環境調査と主にスマートフォンで利用されるアプリ、LINEをめぐるとラブル等について情報提供し、その後、意見交換に入る。

《帯広市生徒指導連絡協議会・村井委員》

ラインは便利なツールであるが、使い方によっては危険な面も多々ある。この危険性をどのように保護者に伝えたらよいか。携帯の機能すらままならない親にLINEの危険性を伝えるのは難しい。教職員側もLINEについてよく知らない場合も多い。保護者に丁寧に説明する機会を持たせたい。携帯を買って、与えたのは、親。親の責任が問われる。指導できない場合は、使用停止するとか、携帯を預かるなど強い指導力が求められている。親の責任でしっかり管理をしてもらいたい。

《帯広市青少年育成者連絡協議会・飛岡委員》

13歳の子どもに対してアメリカの親が子供に携帯を買うときに約束した使用承諾書の中に18項目の言葉を書いたものがある。①勝手に使わない②パスワードを教えず③親の電話に出ない④かくれて使わない⑤無く



したら自分で弁償⑥学校に持ち込まない⑦嘘や中傷はだめ⑧直接言えないことはだめ⑨悪いことはしない⑩アダルトサイトはだめ⑪マナーを守って⑫公開できるか考えて⑬直接体験を大切に⑭依存しないで⑮音楽を楽しんで⑯ゲームはパズルと脳トレ⑰目で見て考えなさい⑱これらのことを守れないなら没収、というものだ。

この取り組みはどうですかと提案すると、約半分の保護者は良い取り組みと言う。ただし、自分の子どもは大丈夫だという。認

識の違いか。われわれ販売店は介入できない。こういう良い事例は啓発できるが、実際にやってもらうのは、家庭での話し合いだ。LINE のダウンロードにしても、店ではしないので、家に帰ってすることになる。保護者と一緒に考えてほしい。

《帯広市生徒指導連絡協議会 村井委員から質問》

フィルタリングを利用すると大丈夫といわれるが、スマホの場合、いかがわしいサイトにつながってしまうことは無いのか。

《帯広市青少年育成者連絡協議会・飛岡委員》

いかがわしいサイトにつながることはない。まずは Google などの検索用のページにアクセスすることになるので、フィルタリングを設定していれば勝手につながることはない。

《帯広市青少年育成者連絡協議会・飛岡委員》

全道的にみて、北広島とか帯広市は先進的で良い。新しいことに取り組んでいて良い。インターネットの利用環境についても会議の項目に加えてもらった。その中で、全道、他町村の事例だとか、他町村との連携をどのようにするのか。

《帯広市青少年課・山本課長》

どのような形で連携できるか検討する。

《帯広市教育委員会・村松委員》

啓発資料を親や子どもに配布することは、大変良いことだ、粘り強く継続的に続けてほしい。これまでの話の中で、森さんの依存症のお話が今後大きな問題になる気がする。幸いパソコンと違って、持ち運びができる機器なので、家に引きこもって会社にいかなくなる 15~6 年前のアメリカのネット依存のようにはなっていないが、今の子どもたちの状況をみると、確かに先ほどのアプリなどはいじめが起きないわけが無い。確実にいじめが起きるアプリだ。もしかすると機械自体への依存という部分がとんでもない社会問題になってくる可能性がある。その視点も入れて、保護者への投げかけ、啓発をお願いしたい。

《帯広市青少年課・山本課長》

今回の会議でいただいたご意見は、「ネット非行対策連絡会議通信」を発行し、その中に記載させていただく予定となっている。また、通信の発行後、市のホームページにも掲載するほか、各学校、関係機関などにも配布する。

《Ⅱ》平成25年度「ネット非行対策連絡会議 講演会」概要報告

- [1] 日時 平成25年11月7日(木) 14時00分
- [2] 場所 帯広市職員会館
- [3] 共催 帯広市生徒指導連絡協議会
- [4] 後援 帯広市教育委員会
- [5] 演題 携帯電話(スマートフォン)で何が出来るか
～その危険性～



[6] 講演概要

講演(1) 演題：ネット非行(被害)の現状

講師：帯広警察署生活安全課 課長 大木 邦彰 氏

ネット被害の現状

インターネットを介した非行については、殺人予告、爆破予告などがあります。掲示板に書かれた例としては、JRに爆発物をしかけて大量殺人をするというのがありました。メールでの脅迫や恐喝は、刑法上、威力業務妨害に該当します。

刑法以外に風俗法で規制されるものとして、援助交際の誘引があります。援助交際の際に使われるインターネット上の隠語として、「ホベツイチゴでエンできる人募集」というのがあります。これは、ホテル代別で1万5千円で援助交際(性行為)をしてくれる男性を募集しているという意味で、買春禁止法、出会い系サイト禁止法に抵触する行為です。いま隠語の話をしたのですが、インターネット上、隠語はよく使われます。例えば、JKは女子高校生、JCは女子中学生を意味します。

援助交際の事案は、今年は当管内では発生していませんが(帯広警察署管内とは、帯広市、音更町、幕別町、芽室町、士幌町、上士幌町、中札内村、更別村のこと)、道内の発生状況を見ると、LINEを介した恐喝、電子メールを利用した脅迫、出会い系サイトを利用した援助交際の誘引、電子メールの画像送信を利用した児童ポルノ送信等の事案が散見されます。出会い系サイトを利用した書き込み事案の場合、その後、児童買春、育成条例違反淫行等の被害発生につながるケースが多い状況です。

そこで、警察では、書き込みがあった時点で被害をくい止めるため、サイバーパトロールを実施しています。情報を入手した時点で検挙につなげています。また、LINEでの脅迫メール、グループはずし等、ネットを利用してのいじめなどが懸念されます。ネットは、目が届くにくく、私生活にも関わるのでなかなか難しいところもありますが、兆候を把握し、児童生徒の様子を見ていただきたい。

コミュニティサイトに関する被害の現状

少年被害は、平成24年9月末現在、全道で少年79人、当署管内1人、25年9月末現在、全道で59人、当署管内9人。昨年の1名は育成条例違反淫行の被害、15歳、高校1年生です。今年の9名については、育成条例違反1名、児童買春7名、児童ポルノ製造1名となっています。育成条例違反の被害者は15歳高校1年生。児童買春は15歳高校1年1名、16歳高校2年生5名、16歳無職少年1名。児童ポルノ製造1名は、15歳高校1年生となっています。

9名被害にあった携帯の使用サイトは4種類ありました。前略プロフィール、LINE、わくわくメール(出会い系サイト)、ミクシー(SNS)といった通常のコミュニティサイトでの被害が増加しています。9月末までの数字には計上されていませんが、10月に入ってFacebookを介して知り合い、後に育成条例違反、児童買春につながったケースも散見されています。また、中高生のLINEを利用した出会い系サイト規正法、援助交際誘引等の被害が全国的に増加しています。

ネットに起因する犯罪

児童ポルノは、一番話したい項目です。児童買春、淫行等は、成長途中の児童、青少年に肉体的、精神的にも甚大な被害を与えます。犯人側にビデオ撮影をさせたり、相手側の求めに応じて胸の写真等をメールで画像を送ったりして、インターネットの流通に乗ると、取り消すのは不可能です。特に性交中の動画は、〇〇シリーズ等、題名がつけられ、マニア(ロリコン)の間で流通しています。



警察では、販売、配信しているものを検挙しています。動画を証拠品として没収し、検察庁に送るなどの措置を講じていますが、10年前くらい被害にあった女性の動画が現在でもネット上で氾濫しています。一度インターネットに乗ると、半永久的に残ります。自分の裸が一生インターネットに残ることになります。

児童買春、育成条例淫行の被害は、(被害者は)その時はたいしたことないと思うかもしれませんが、大人になると一生後悔します。このようなことにならない

ように警察としても取り組んでおります。現実にはこのようなことがあるということをお話していただき、注意喚起をお願いします。

講演(2) 演題：携帯電話の利便性と危険性

講師：十勝毎日新聞社取締役メディア局長 e ネットキャラバン講師 伊東 肇 氏

「インターネット依存症」について

ネット依存症と診断された人の脳波を見ると、薬物依存症、アルコール依存症と同じ脳波であると言われ、同じような症状が見られます。依存症になると、メールや LINE の返信に振り回され、やりすぎて会話の時間が減ります。メールや LINE を友達とやり取りするようになると、すぐ返信、それに対してまた返信とキャッチボールをするようになります。返信をするために、携帯を常に手元におくようになり、ネットを使用する時間が長くなります。

有料ゲームによる金銭のトラブルについて

始めは無料でも、ゲームの中で強くなって、楽しく遊ぶために有料のアイテムを取得することができます。すると直接お金を払う感覚がないので、知らないうちにものすごい金額になることがあります。上士幌でのネット講習会の折、被害にあった保護者の方からお話を聞く機会がありました。娘さんが、無料のゲームで遊んでいるうちに、有料のアイテムを取得してしまい、25万円の請求が来たとのことでした。最終的には、消費者センターに連絡し、3ヶ月後にお金も戻ったとのことでしたが、解決のためにもものすごい時間と手間がかかり、被害にあった子どもも大変落ち込んだとのことでした。

では、どうすればよいか。家庭でルールを決めることが大切です。今年の4月、日本経済新聞で紹介されたもので、アメリカの親子で18の約束を作って上手くいった例がありました。スマホも携帯も親が買って渡しているものですので、料金も払うが、約束も守りなさいということです。約束の例としては、決められた時間以外は使わない、壊れたら自分のお小遣いで直す、公共の場所ではルールやマナーを守るといったものです。こうしたルールは大事です。スマホや携帯を買い与えたときに、親子で一つ約束をすることが大切だと思います。それは、普段は自由に使ってよいが、何かあったらすぐに見せる、そして、相談すること。この約束をすることで、十分効果があると思います。

インターネット上の誹謗中傷について

インターネット上にパソコン等で書き込んだ場合、誰が、いつ、書き込んだかすべて特定されることがあります。2009年の勝毎に「ブログへの書き込みで、札幌の女子高校生、書類送検」という記事が掲載されました。内容は、男子タレントのホームページに「殺人犯」とか「死ぬ」など酷い言葉を書き込んだとして18人が書類送検されたというものです。その中の一人が札幌の女子高校生でした。女子高校生もまさか自分が「死ぬ」などの文字を書き込んだだけで特定されるとは思わなかったはずですが、結果として書類送検されました。

次に、2009年の勝毎に掲載された「ネットの中傷で管内の50代男性被害」という記事を紹介いたします。これは本人が直接勝毎に来られて、是非記事にしてほしいとのことでした。理由は、ネット上に書き込み

をされて、精神的に大変なダメージを受けた。書き込みを何とか削除してほしいとのことでした。結果的には、警察に訴えて削除されました。この人は、自分はこの年でも精神的なダメージが大きかったのだから、ましてや子どもにしてみれば自殺を考えるくらいのダメージを受けることもあり得るので、注意を喚起するためにも記事にしてほしいとのことでした。

では、悪質な書き込みをされた場合どうすればよいか。書き込み被害に遭うと、精神的にも相当のダメージを受けます。また、メールとか LINE など文字だけの世界だと相手の表情が見えません。感情が伝わらないので誤解が生じやすく、子どもたちだけでは解決が難しい。ですので、保護者、先生等大人に相談することを勧めます。

コミュニティサイト等における個人情報利用による被害

以前は、自分の個人情報をネット上に絶対出さないよという指導でよかったのですが、最近は、写真の送信やコミュニティサイトへの書き込みだけでも個人が特定されるようになってきました。

一つの事例を紹介します。札幌の「しまむら」の事件です。札幌の「しまむら」で買い物をした女性が店員に文句を言って土下座させたというものです。その様子を写真に撮って、短い文章を添えてツイッターで流したところ、ネットを見た人から「何様だと思っている」などものすごい反感を買って、炎上状態になりました。しかも、その事件の直後、女性の名前、住所、家族構成、車の車種など彼女が公開していない個人情報がネット上に流出しました。反感を覚えた人達が彼女の書き込みをもとに調べたものと思われます。このことからわかるように、子どもたちには、インターネット上に何か書きこんだ時点でかなりの確率で個人が特定されるので、書いたものを今一度推敲するなど書き込む前、送る前に十分に気をつけるように情報を伝えておくことが大事です。



LINE などのコミュニケーションツールは、リアルタイムのやり取りができるということもあり、多くの子どもたちが利用しています。その中で問題となっているのが、ネット上の仲間はずし、ネットを通してのいじめです。ではどうすればよいか。これは、リアルな世界とリンクしているのでなかなか難しい。LINE を使わないようにしましょうという状況でもない。ですので、現実の世界でも仲間はずしは良くないことだということを言っていくことしかないのではないかと思います。

インターネットの特性について

南アフリカのワールドカップの時の記事で中村俊介選手のことが話題になっていました。ここまで出番がなく、予選の最後に誕生日を迎えるということで、是非ゴールを決めて一花咲かせてほしいという内容の記事でした。私はこの記事を読んで中村選手にがんばってほしいと思いました。ところが、この記事にいろんな人がコメントを寄せ、その数約 1,600 件、その 9 割 9 分が中村選手への批判コメントだったのです。今のサッカーにフィットしない。中村が入っただけで試合がくずれる、そんなコメントをずっと見ていると、本当に中村選手が出ないほうがいいのではと思うようになりました。ここで私は、最初はがんばれと思っていたはずなのに、なぜ変わったのかと考えました。パソコン、インターネット、携帯の利用時は、テレビと違い、自分ひとりで個人的に入り込んでいるような環境です。そのような環境にいると、書いてあることが全て本当だと思いがちになる傾向があると思います。

そこで、子どもたちには、ネットに書いてあることが全て正しいこととは限らないから、友達に書かれて嫌な思いをしたとしても、一度パソコンを閉じて、考える時間をもつことが大事だということを話してあげることでインターネット上のトラブルが減ると思います。